



添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年3月4日（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載

（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）

のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
  - ③ 語学力 16 点
  - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	キルギス及び全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

キルギスの農業セクターは、対 GDP 比の 12.1%<sup>1</sup>、輸出額の約 20.4%（約 20,779 百万ソム）（約 3 億 USD）<sup>2</sup>を占め、労働人口の 2 割以上が従事している主要産業の一つとなっている。しかし、農業従事者の所得は他産業と比較して低い水準にとどまっており、貧困削減の観点からも大きな課題となっている。

キルギスの農業形態は、1991 年の独立に伴い集団農業システムが解体された

<sup>1</sup> 世界銀行 web site (2022 データ)

<http://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.ZS>

<sup>2</sup> 輸出額統計、労働人口及び畜産業の農業生産額（キルギス統計委員会 2014 年）

結果、ほとんどを小規模農家が占めるようになった。大規模生産に比べて価格競争力が劣るため、小規模農家でも利益を出しやすい農業構造をいかに構築するかという点を考慮する必要がある。しかしながら、農家への普及システムの欠如、非効率な流通制度、COVID-19 パンデミックや近隣国の情勢不安による農業機材や肥料の輸入価格の高騰等により、農業生産効率が低下している。機材の老朽化や管理予算不足により、灌漑用水路の維持・管理も困難となっており、技術・資金・人材・市場において課題が顕在化している。また、不適切な土壌管理（肥料・有機質等の適切な投入がない、過度の灌漑等、基本的な知識の欠如等）により、土壌の肥沃度が低下した状況にあり、このことは高品質な農産品の効率的な生産において課題となっている。

農家や農業関連業者が直面するこれら課題に対応するため、キルギス政府は、「2018～2040年国家発展戦略（National Development Strategy of the Kyrgyz Republic for the period 2018-2040）」において、優先産業の一つに農業・農業加工業を位置付けている。また「2021～2026年国家開発プログラム（National Development Program of the Kyrgyz Republic for 2021-2026）」では、農作物の生産性向上を通じて持続可能な農業を発展させ、地域の社会経済開発に注力することが不可欠であるとしており、農業におけるクラスター政策のコンセプトを打ち出している。クラスター政策では、2031年までにキルギスの食料安全保障と輸出の増加を達成することが掲げられており、農作物を主要品目ごとに集約し、付加価値を向上させるため、流通、加工、輸出業者等を中心に、生産から最終消費者に至るまでの農作物バリューチェーン関係者をグループ化し、一体的な支援を行うアプローチを行うこととしている。かかる状況下、クラスター政策の実施にあたり、農作物バリューチェーン構築を実現するためのマスタープランの策定を目的とする技術協力プロジェクト「キルギス国農作物輸出促進及び食料安全保障のためのフードバリューチェーン構築マスタープランプロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）が要請された。

今回実施する詳細計画策定調査では、技術協力プロジェクトの実施に向けて、関連情報の収集・分析、プロジェクト目標、投入計画、活動、事業スケジュール等の策定、事前評価等を実施することを目的として実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の

上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2024年5月上旬～2024年6月中旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 担当分野に係る調査項目の整理、調査工程・手法の検討を行い、詳細計画策定調査対処方針（案）、担当分野におけるキルギス側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。なお、作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAを通じて配付される。
- ③ 評価6基準の観点から、プロジェクトの枠組（アウトカム、アウトプット、インパクト及びこれらに必要な調査・活動）案、調査工程案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務（2024年6月中旬～2024年7月上旬）

- ① JICAキルギス事務所等との打合せに参加する。
- ② キルギス側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、必要に応じて調査結果や分析等を取りまとめて発表する。さらに、出席した協議の議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答取りまとめや上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容

- イ) 関連する開発計画、政策、制度
- ウ) キルギス政府のクラスター政策の現状、課題、ボトルネックの整理
- エ) 本プロジェクトの候補州・候補対象作物の洗い出しと、それらに対するフードバリューチェーンの現状、課題、ボトルネックの整理
- オ) 関連各組織
  - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
  - (b) 人員体制
  - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
  - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
- カ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（アガ・カーン財団、USAID、EU等）の活動動向、連携の可能性

- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。また、現地での調査結果に基づき、案件の実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制等）（和文・英文）、調査工程案（和文・英文）を他団員と共に検討し、取りまとめる。
- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAキルギス事務所等に報告する。

### （3）整理業務（2024年7月上旬～2024年8月上旬）

- ① 帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 現地での収集情報を分析・整理する。
- ③ プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ④ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析する。
- ⑤ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) 業務完了報告書

2024年8月6日（火）までに提出。

次の①～③及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① プロジェクトの枠組（アウトカム、アウトプット、インパクト及びこれらに必要な調査・活動）案（和文・英文）、調査工程案（和文・英文）
- ② 現地で参加した会議の議事録（和文）
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月）」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.htm>  
↓

留意点は以下のとおりです。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は2024年6月16日～7月6日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

## ② 現地での業務体制

現時点で想定している本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) フードバリューチェーン分析 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)

## ③ 便宜供与内容

JICA キルギス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：英語⇄現地語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edgal@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書、要請案件調査票

- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」

- イ) 配付依頼メール

- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

- ・本文：以下の同意文を含めてください。

- 「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、



複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

以上